

令和7年4月1日

海部南部消防組合職員の懲戒処分等の公表

海部南部消防組合

下記のとおり、懲戒処分等を行ったので、「海部南部消防組合職員の懲戒処分等の公表基準」に基づき公表します。

記

1 処分の内容

1 被処分者所属	消防署北分署
2 階級及び氏名	消防副士長
3 年齢及び性別	27歳 男性
4 懲戒処分年月日	令和7年3月31日
5 懲戒処分内容	停職6か月
6 懲戒処分の理由	被処分者は、令和6年4月に16歳未満の未成年にみだらな行為をしたとして、令和7年2月12日に不同意性交等罪の容疑で逮捕されるに至った。 なお、本件は示談が成立し、その後、不起訴処分となっている。 本件は、全体の奉仕者である公務員として、規範となるべき立場から大きく逸脱し、倫理感に欠けた信用を著しく損なう行為であるため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により懲戒処分を行ったものである。

2 消防長のコメント

この度の件につきましては、被害者及び住民の皆様に改めて深くお詫び申し上げます。

地域住民の規範となる立場で、信用されることが不可欠な消防職員として、あるまじき行為であり、厳正に処分を行うことといたしました。

二度とこのようなことを発生させないためにも職員全員が、この事実を厳粛に受け止め、公私ともに公務員としての立場を一から見直し、住民の皆様の信頼回復に一丸となり取り組んでまいります。

お問い合わせ先

消防本部 総務課

総務課長 日野

電話 0567-52-3149

FAX 0567-52-3114